

I 加東市民病院経営健全化基本計画評価委員会の設置について

1 設置の趣旨

加東市民病院では、平成 21 年 3 月に策定した「加東市民病院経営健全化基本計画」に基づき、「いつでも安心してかかれる、信頼性の高い医療の実践」を目標に経営改善に向けた取組みを行っているが、医師不足に伴う診療体制の縮小等の影響で患者数が減少し、平成 21 年度決算においては、計画値を大きく下回る状況となっている。

この計画に基づく取組内容について、学識者や（地域）医療関係者、地域の代表者等による「加東市民病院経営健全化基本計画評価委員会」を設置し、計画の進行管理（点検・評価）を行い経営課題の改善を図ることとする。

2 委員会の所掌事務

- (1) 加東市民病院経営健全化基本計画の点検及び評価に関すること。
- (2) 前号の点検及び評価のため、必要な調査及び検討を行うこと。

3 委員会の組織及び任期

- (1) 委員：7 人……別紙「加東市民病院経営健全化基本計画評価委員会委員」のとおり
- (2) 任期：委嘱の日から 2 年間とする。

4 委員会の開催

- (1) 委員会：年 2 回程度（12 月・2 月を予定）

5 具体的な検討内容

- (1) 加東市民病院経営健全化基本計画の推進状況の検証
- (2) 加東市民病院経営健全化基本計画に基づく取組内容についての講評
- (3) 経営健全化に向けて今後取組むべき事項についての検討

II 加東市民病院経営健全化基本計画評価委員会設置要綱

加東市告示第60号

加東市民病院経営健全化基本計画評価委員会設置要綱を次のように定める。

平成22年9月3日

加東市長 安田正義

加東市民病院経営健全化基本計画評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 公立病院改革ガイドライン(平成19年12月24日総財経第134号総務省自治財政局長通知)に基づき策定した、加東市民病院経営健全化基本計画の実施状況を点検し、及び評価するため、加東市民病院経営健全化基本計画評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 加東市民病院経営健全化基本計画の実施状況の点検及び評価に関すること。
- (2) 前号の点検及び評価のため、必要な調査及び検討を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 医師法(昭和23年法律第201号)第16条の4第1項の規定による登録を受けた者で、地域医療に従事するもの
- (3) 市民の代表
- (4) 一般公募による者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 市長は、委員が任期途中で欠けたときは、補欠の委員を委嘱するものとする。

5 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、加東市民病院管理課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行の日以後初めて開かれる委員会は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

Ⅲ 加東市民病院経営健全化基本計画評価委員会委員

番号	区分	候補者名	候補者の役職等	医師	選定理由等
1	学識者	浅野良一	兵庫教育大学大学院教育研究科教授		※兵庫教育大学との連携 ・ 人事管理、人材育成の視点からの医療について
2	学識者	西村勝彦	加東市監査委員 税理士		・ 医療機関の会計及び財務状況
3	地域医療	西山敬吾	小野市加東市医師会会長 育が丘クリニック院長	○	・ 医師会代表 ・ 診療所と病院の連携及び役割分担
4	行政	岸本耕一	加東市消防長		・ 北播磨の救急状況
5	地域代表	臼井政義	加東市区長会長		・ 市民代表
6	地域代表	広畑恒子	看護師（元加東市民病院看護部長）		・ 公募委員
7	地域代表	藤井和美	看護師（元加東市民病院、ケアホームかとう勤務）		・ 公募委員